

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月

猪苗代町立第二小学校

○ はじめに

猪苗代町立第二小学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年）10月11日文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」）という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起きるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案の対処においては、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもとに行う。

2 基本方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

<具体的ないじめの様態(例)>

- ① 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・ 本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
 - ・ 存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・ 対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
 - ・ 遊びやチームに入れない。
 - ・ 席を離される。
- ③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
 - ・ 叩く、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・ 遊びと称して対象の子が技をかけられる。

- ④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・ 持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きされたり、捨てたりされる。
 - ・ くつに画鋲やガムを入れられる。
- ⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ 使い走りさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・ 笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
 - ・ 衣服を脱がされたり、髪の毛を切ったりされる。
- ⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・ パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・ いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）のグループから故意に外される。

(2) いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実務的に行うため、次の組織を設ける。

- ① 名称
「生徒指導委員会（不登校いじめ対策委員会）」
- ② 構成員
 - ・ 校長、教頭、生徒指導主事、教務、安全教育主任、養護教諭、担任（低・中・高学年より各1名） 計9名
- ③ 組織の役割
 - ・ 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

(3) いじめの未然防止のための取り組み

いじめに向かわせないために、学校で取り組むべき課題は、
 ①規律 ②学力 ③自己有用感
 きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身に付け、認められているという実感を持った子どもを育てる。

- ① 授業では
 - 児童個々が、規律ある態度で、意欲的に授業に参加できる学級づくりを進める。
 - わかる授業づくりを進める。

- すべての児童生徒が参加し、活躍できる授業を進める。
- 規律（挨拶と返事、立腰、発表の仕方や聞き方）のある授業をめざす。

② 道徳・特別活動では

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力を養う。

- 道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」指導する。
- 他人を思いやる心や人権を尊重する心を育てる。
- 友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- 特別活動など、他の児童との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を獲得させる。
- 児童会でも、いじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるようにはたらきかける。

③ 休み時間や課外活動では

- 「小さなサイン」を見逃さず、児童の情報を共有する。
- よりよい人間関係づくりを指導する。
- 児童への温かい言動を心がける。

④ インターネット上のいじめを防止するために

- 定期のアンケートや教育相談等を通して、情報収集に努める。
- 情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- 保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

⑤ その他

- 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- 保護者および地域に対し、学校基本方針および取り組みについての理解を図る。

(4) いじめの早期発見のための取組

- ① 教育相談体制を整えるとともに、その窓口を児童、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて十分配慮する。
- ② 教育相談や定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。
- ③ 児童に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(5) いじめに対する措置

- ◎ いじめの通報を受けた時、あるいはいじめを受けていると思われる時は、速やかに、当該児童にかかるいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を教頭（➡校長）に報告する。

事実の確認により、いじめ対策委員会の開催が必要と判断した場合は

※ 「いじめについての精査表」をもとに

- ① 生徒指導兼不登校いじめ対策委員会で協議し、いじめとして対応する事案か否かを判断する。
- いじめの事実確認をする。(いじめられた児童生徒、いじめた児童、保護者等)
※ 一方的、一面的な解釈で対応しない、プライバシーを守る。迅速に対応する。)
 - いじめの情報交換をして、具体的な対応策を検討する。
(最悪を想定して 慎重に 素早く 誠意をもって 組織で)
- ② いじめられた児童と保護者を支援する。
- 守り抜くことを伝え、心に寄り添い共感的に理解する。
 - 家庭訪問や電話等により、継続的に教育相談を行う。
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を積極的に活用する。
- ③ いじめた児童への指導と保護者への助言をする。
- 「ならぬことはならぬ」の規範や人権を指導する。
 - 望ましいあり方について児童や保護者へ助言する。
 - 猪苗代町教育委員会と十分に相談し、必要に応じて関係機関と連携する。
- ④ いじめが起きた集団へはたらきかけをする。
- いじめを見ていた児童へ、自分の問題としてとらえさせ、いじめを受けたものの立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
 - 臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑤ 携帯・スマホ・ネット上のいじめを発見した場合は
- 関係児童から聞き取り等の調査をする。
 - 被害にあった児童等のケア等、必要な措置をとる。
また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- ⑥ 重大事態発生時の対応
- <重大事態とは>
- ア いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- <重大事態の報告>
- ア 重大事態が発生した場合は、町教育委員会に迅速に報告する。

<重大事態の調査>

ア 重大事態が発生した場合は、町教育委員会と連携しスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童および保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。

ウ いじめを受けた児童および保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえることとする。

(6) 年間計画

月	児童指導計画	面談・実態調査の実施計画	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4	オリエンテーション	家庭訪問	校内研修 未然防止と早期発見	①生徒指導協議会	計画・目標の作成と提示
5		①いじめ実態調査		①生徒指導兼不登校いじめ対策委員会	
6		①教育相談 アンケート ① hyper-QU	校内研修 実態の共通理解	②生徒指導兼不登校いじめ対策委員会 ②生徒指導協議会	
7	全体講話				
8					中間評価
9					
10		②いじめ実態調査			
11		②教育相談 アンケート ② hyper-QU		③生徒指導兼不登校いじめ対策委員会 ③生徒指導協議会	
12	全体講話	個別懇談			
1				④生徒指導兼不登校いじめ対策委員会	
2		②いじめ実態調査		④生徒指導協議会	年間評価報告
3					

(7) 評価と改善

① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組みについての評価を行う。評価方法は、職員、児童、保護者、学校関係者によるアンケートとする。

② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。